

別紙

データセット内のレセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）の情報を利用するに当たり、次の１～７の事項を遵守すること。これに違反した場合には、厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室（以下「医療費適正化対策推進室」という。）から、データセットの速やかな返却、消去、以後の利用の中止等の措置を命じられることがある。

１．NDBの情報は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づき提供するものであり、医療費適正化計画の実施に係る目的以外で、閲覧・加工・公表を行わないこと。

２．NDBの情報は、厳重に管理し、紛失又は漏えいのないようにすること。

３．データを対外的に公表する場合には、「匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の利用に関するガイドライン 第2版（令和5年10月現在）」に沿った運用を行うものとし、医療費適正化対策推進室より別途指示があった場合には、それに従うこと。

４．NDBの提供にあたっては、通常、二次医療圏や市町村において対象が 10 人未満となる場合には、マスキングをして提供しているが、都道府県における適切な分析に資するよう、今般送付するデータセットにおいては、マスキングをせずに提供している。このため、公表に当たっては、３．のガイドラインに従い、

- ① 人口 2,000 人未満の市区町村にあつては患者等の数値は公表しない
- ② 人口 2,000 人以上 25,000 人未満の市区町村にあつては患者等の数値が 20 未満となる数値は公表しない
- ③ 二次医療圏及び人口 25,000 人以上の市区町村にあつては患者等の数値が 10 未満となる数値は公表をしないこと。

※ただし、いずれの場合も患者数が「0」の場合は除きます（「0」の表示は可能です）。ただし、「1-9」の数が 1 つのみのときは総数からの逆算によりマスク箇所の数字が分かりますので、次に小さい数字又は「0」のいずれかをマスクしてください。（逆算可能性にも配慮したマスク処理をお願いいたします）

また、薬剤データについては、

- ① 当該情報に対応する患者数が 10 未満であることが明らかな場合、処方数等は公表しない
- ② 当該情報に対応する患者数が不明な場合、内服・外用については 1,000 未満となる数値は公表しない。また注射薬については、400 未満になる数値は公表しないこと。

これらについて、特に、包含関係にある項目の数値を同時に公表する場合には、当該数値を比較することにより患者等の数において 10 未満の値が得られることの

ないよう、事前に確認すること。

5. NDBの情報は、次の者が利用することとする。

- 都道府県職員
- 保険者協議会等の医療費適正化計画の実施に関する会議の事務局員、構成員又はその補助的技術者
- 都道府県又は保険者協議会が業務を委託する委託事業者

6. 前項に掲げる利用者のうち、4. の基準を満たさない情報を利用する可能性のある都道府県職員以外の者については、都道府県との間で守秘義務契約を締結することとする。

7. NDBの情報が紛失若しくは漏えいしていることが判明した場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに医療費適正化対策推進室にその旨を報告すること。